障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、県の機関（企業庁及び病院事業庁を含む。次条以下において同じ。）が行う物品等の調達において、県内の障がい者の雇用の促進及び福祉的就労の安定を図ることを目的に、三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針に基づき障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等から優先して物品を買入れる場合、もしくは役務の提供を受ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　物品等の調達　物品の買入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタント等に係るものは除く。）をいう。

（２）　障害者　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者をいう。但し、三重県の取扱方針に基づき、「障がい者」と表記している場合がある。

（３）　障害者就労施設等　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号）第２条第４項に規定する障害者就労施設等であって、県内に所在又は居住する次のアからエに該当するものをいう。

ア　就労支援事業所等　次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するものをいう。

(ア)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１１項に規定する障害者支援施設

(イ)　障害者総合支援法第５条第２７項に規定する地域活動支援センター

(ウ)　障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

(エ)　障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第１８条第３項の規定により必要な助成を受けている施設

イ　特例子会社等　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成２５年政令第２２号)第１条各号に規定する事業所をいう。

ウ　在宅就業障害者　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）第７４条の２第３項第１号に規定する在宅就業障害者をいう。

エ　在宅就業支援団体　障害者雇用促進法第７４条の３第１項に規定する在宅就業

支援団体をいう。

（４）　障がい者雇用促進企業　次のアからウまでのいずれにも該当する者をいう。

ア　三重県会計規則（平成１８年三重県規則第６９号）第６１条第１項に規定する競争入札参加資格を有する者

イ　県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に掲げる者をいう。）

ウ　県内の本店、支店、営業所等において、第４条第２項の申請を行う日の属する月の前月までの１年間の各月ごとの初日における、障害者雇用促進法第４３条の規定により算定した雇用する障がい者の数の合計数が、その同じ期間の各月ごとの初日における同条の規定により算定した雇用する労働者の数の合計数に別表に掲げる率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以上である者。

（５）　社会的事業所　三重県社会的事業所設置運営要綱に基づき運営される事業所

（６）　共同受注窓口　三重県から三重県障がい者共同受注窓口事業費補助金の交付決定を受けている法人をいう。

（７）　契約締結権者　知事、企業庁長、病院事業庁長又はその委任を受けて契約の締結権を有する者をいう。

（障害者就労施設等の登録届出等）

第３条　障害者就労施設等であって、第８条に規定する優先的取扱いを受けようとする者は、知事の登録を受けなければならない。

２　障害者就労施設等のうち、就労支援事業所等にあっては、就労支援事業所等からの物品及び役務の調達に関する要綱第４条の規定に基づく名簿への掲載をもって前項の登録とする。

３　障害者就労施設等のうち、特例子会社等であって、第１項の登録を受けようとする者は、「特例子会社・重度障害者多数雇用事業所登録届出書（第１号様式）」を、知事に届け出るものとする。

４　障害者就労施設等のうち、在宅就業障害者であって、第１項の登録を受けようとする者は、「在宅就業障害者登録届出書（第２号様式）」を、知事に届け出るものとする。

５　障害者就労施設等のうち、在宅就業支援団体であって、第１項の登録を受けようとする者は、「在宅就業支援団体登録届出書（第３号様式）」により、知事に届け出るものとする。

６　知事は、前３項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、適格と認めるときは登録を行うものとする。

（障がい者雇用促進企業の登録申請等）

第４条　障がい者雇用促進企業であって、第８条に規定する優先的取扱いを受けようとする者は、知事の登録を受けなければならない。

２　障がい者雇用促進企業で、前項の登録を受けようとするときは、「障がい者雇用促進企業登録申請書（第４号様式）」に「障がい者雇用状況計算書（第５号様式）」を添えて、

知事に申請するものとする。

３　知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、障がい者雇用促進企業として登録を行うものとする。なお、登録の有効期間は、登録された日から令和７年を初年とする同年以後の３年ごとの各年（以下「定期申請年」という。）の９月１日（以下、基準日という。）から最初に到来する基準日の前日までの期間とする。

４　知事は、前項の審査の結果適格と認められるときは、「障がい者雇用促進企業審査結果通知書（第６号様式）」により、当該申請者へ通知するものとする。

５　知事は、第３項の審査の結果不適格と認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（社会的事業所の登録）

第５条　三重県社会的事業所設置運営要綱に基づく社会的事業所であって、第８条に規定する優先的取扱いを受けようとする者は、知事の登録を受けなければならない。

２　前項の登録を受けようとする社会的事業所は、「社会的事業所登録届出書（第７号様式）」により知事に届け出るものとする。

３　知事は前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、登録を行うものとする。

（名簿の公表）

第６条　知事は、第３条から第５条の規定により登録を行った障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業、社会的事業所並びに共同受注窓口について受注可能な物品・役務の内容を付記した名簿を作成し、公表するものとする。

２　障害者就労施設等のうち、就労支援事業所等については、就労支援事業所等からの物品及び役務の調達に関する要綱第４条に規定する名簿の公表をもって前項の公表とする。

（障がい者雇用促進企業の登録申請の時期及び登録の有効期間）

第７条　第４条の登録を受けようとする者は、各登録申請書類を次のとおり各所管課に提出するものとする。

（１）定期申請

ア 申請時期

定期申請年における８月１日から同月３１日までの期間

イ 申請対象

既に登録されている者の更新の申請

ウ 登録の有効期間

基準日から起算して３年間

（２）有効期間中の確認

第４条の登録を受けた者にあっては、原則として毎年８月に第９号様式を所管課に提出し、確認を受けるものとする。

（随意契約における優先的取扱い）

第８条　契約締結権者は、随意契約により物品等の調達を行う場合であって、当該契約が地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第１号又は地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１３第１項第１号に該当するときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、他の者に優先して、第６条に定める名簿により公表する障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業、社会的事業所及び共同受注窓口から見積書を徴取する（三重県会計規則運用方針第７４条関係の４の規定に基づき、見積書の徴取を省略し、電話での問い合わせ等により見積金額を提示させる場合を含む。次項以下において同じ。）よう努めなければならない。

２　前項の規定により見積書を徴取する場合、障害者就労施設等及び社会的事業所（以下「見積優先事業所」という。）を最優先するものとし、見積優先事業所で調達できないものは障がい者雇用促進企業を選定できるものとする。

３　前２項に規定する場合において、見積書を徴取する者の数は、予定価格が１０万円以上の場合にあっては２者、予定価格が１０万円未満の場合にあっては１者とするものとする。ただし、予定価格が１０万円以上の場合にあって、契約締結可能な者が１者しかない場合の見積書を徴取する者の数は、見積優先事業所にあっては１者、障がい者雇用促進企業にあっては、障がい者雇用促進企業以外の１者を加えた２者とする。

４　県の機関が、共同受注窓口と契約を締結し、見積優先事業所が供給する物品等の調達を行う場合においては、見積優先事業所からの物品等の調達として取り扱う。この場合、予定価格が１０万円以上の場合にあっても見積書を徴取する者の数を、当該共同受注窓口１者とすることができる。

（変更の届出）

第９条　第３条第１項の規定により登録された障害者就労施設等（第３条第２項の規定により登録された就労支援事業所等を除く。）又は第４条第１項の規定により登録された障がい者雇用促進企業又は第５条第１項の規定により登録された社会的事業所において、当該登録の内容に変更が生じたときは、「登録内容変更届（第８号様式）」により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

（登録の取消及び名簿からの抹消）

第１０条　知事は、第６条に定める名簿により公表する障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業、社会的事業所及び共同受注窓口について、次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、名簿から抹消するものとする。

（１）第２条第３号、第４号又は第５号の規定に該当しなくなったとき。

（２）偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

（３）正当な事由がなく前条の規定による届出を行わなかったとき。

２　知事は、前項第２号及び第３号の規定により登録を取り消した障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業及び社会的事業所については、当該取消の日から起算して、２年間は登録を行わないものとする。

（調査）
第１１条　知事は、登録を受けた者に対して、適宜必要な検査を行うことができるものとする。

（事務の所掌）
第１２条　本要綱に関する事務は、第３条第２項、第５条、第６条第２項に係る事務及び第６条第１項に定める事務のうち社会的事業所並び共同受注窓口の名簿の作成及び公表の事務は、子ども・福祉部障がい福祉課で所掌し、その他の事務は雇用経済部障がい者雇用・就労促進課で所掌する。

（その他）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２０年６月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年１１月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２５年８月５日から施行する。
（経過措置）
２　平成２６年３月３１日までの間における第２条第４号の規定の適用については、同号中「第５条１１項」とあるのは「第５条第１２項」と、「第５条第２５項」とあるのは「第５条第２６項」と、「同条第１３項」とあるのは「同条第１４項」と、「同条第１４項」とあるのは「同条第１５項」とする。
３　改正前の「障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度実施要綱」（以下「改正前要綱」という。）第３条の規定により障がい者雇用促進企業として登録を行った特例子会社等については、改正前要綱第７条の登録の有効期間の間であって、改正後の「障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等調達優遇制度実施要綱」（以下「改正後要綱」という。）第３条第３項の規定による届出がされるまでの間は、障がい者雇用促進企業として取り扱う。
附　則
この要綱は、平成２６年３月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年５月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年５月１７日から施行する。ただし、改正後の第２条第６号の規定については、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年３月２３日から施行する。ただし、改正後の第２条第４号ウ、第８条第３項、第１２条、別表及び「障がい者雇用状況計算書（第５号様式）」については、平成３０年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成３０年８月３１日までの間における第７条第１項の障がい者雇用促進企業の登録の有効期間は、平成３１年８月３１日までとする。

３　この要綱の施行の際、現に改正前要綱第４条第２項の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後要綱第４条第２項の規定により提出された申請書その他の書類として取り扱う。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年３月１日から施行する。ただし、第８条第３項の改正規定は、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年２月１６日から施行する。ただし、別表については、令和６年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　令和５年８月３１日までの間における第７条第１項の障がい者雇用促進企業の登録の有効期限は、令和６年８月３１日までとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年３月６日から施行する。

別　表

申 請 回 数	雇用すべき障がい者数の算定に係る率
初　　回	２．５％
２　回　目	２．５％
３　回　目	３．２％
４　回　目	３．２％
５回目以降	４．０％

※　申請回数は、平成１６年４月１日の制度開始から通算した回数とする。